

# 翻刻『論語義疏』（大槻本）

——皇侃自序——

## 『論語義疏』（大槻本）の翻刻について

『論語義疏』の解説を志して以来、三十五種の鈔本を探し出し、文字の異同に注意して読み進めてきた。多くの鈔本には、先人たちの読解の営為の跡が朱墨の訓点や欄外の書入れとして結実している。これらは本文を解釈する上で、実に多くの手がかりを与えてくれた。なかでも慶応義塾大学附属研究所斯道文庫所蔵のいわゆる大槻本は、全巻が揃っている上に、全篇に亘って最も細かく訓点が附せられており、加えて、筆写の時期や筆写者の名がはっきりしている、所蔵者の経緯も比較的明らかな鈔本であった。

各巻末に

## 影 山 輝 國

已上四十三丁、江州山上於意足庵、文明十九年書之、周篤二十五歳時寫之也（一卷末）

以上四十丁、江州山上於意足庵、周篤二十五歳時書之、文明十九年六月日（二卷末）

以上四十三丁、江州山上於意足庵、周篤二十五歳時書之、文明十九年七月日（三卷末）

已上二十三丁、江州山上意足庵於北窓下、周篤廿五歳時書之

文明十九年林鐘廿二日始之、廿五日酉刻書畢、於山上意足庵北窓也（四卷末）

已上三十六丁、江州山上於意足庵、周篤二十五歲時書之、文明十九年六月廿五日酉刻始之、同晦日書終  
(五卷末)

已上廿五丁、江州山上於意足庵、周篤二十五歲時書之、文明十九年七月四日始之、同廿二日書畢 (六卷末)

已上四十二丁、文明十九丁未八月三日申刻書畢、周篤叟二十五歲山上於意足庵書之 (七卷末)

以上二十九丁、江州山上於意足庵、周篤二十五歲時書之、文明十九年八月四日始之、同六日書終 (八卷末)

文明十九年丁未八月十一日書畢、已上三十二丁、江州山上於意足庵、周篤書之 (九卷末)

已上十九丁、惣已上三百三十二丁、文明十九丁未八月十八日書畢、於江州山上意足庵、周篤廿五歲時書之也此本者、江州山上於曹源寺之意足庵竜安院、周篤廿五歲之時書畢、寫本者周釣藏主之本也、仍文明十九丁未五月十五日始之、同八月十八日書之畢、為後人寫置也

(十卷末)

(読点は影山の附したもの)

と、書かれていることから、大概本は、近江国の曹源寺意足庵において、二十五歳の周篤が周釣の本を借り受けて、文明十九(一四八七)年五月十五日から同年八月十八日まで約三か月かけて写したものであることがわかる。本文のみを書き写したのではなく、墨訓点なども同時に附したらしいことは、本文の墨色が薄くなった箇所、訓点も薄くなっていることから推測される。

その後の所蔵者の経緯については、十卷末に貼附せられた大槻文彦博士の覚書に詳しい。

此文明十九年古寫本皇侃義疏論語ハ長州藩ノ舊藏書ナリ應仁乱後京紳落魄シテ多ク周防山口ノ大内氏ニ頼リ其等ノ携ヘシモノナルベシ

國相府印 長州藩ニテハ家老ノ役所ヲ相府ト稱シ國詰家老ナルヲ國相府ト云ヒ江戸詰家老ナルヲ行相府ト云ヒキ 後藩ノ學校明倫館ノ藏ニ移リシカバ別ニ其印アルナリ明治ノ初年山口縣令中野悟一悉ク藏書ヲ賣拂ハシメタリト云

余別ニ古寫本義疏論語一部ヲ藏ス「寶勝院」光璘ノ印アリ明治三十年七月祇園祭觀ムトテ京都ニ行キシ時携ヘテ其二十日ニ東福寺塔中一華院ニ入テ質シ、ニ光璘ハ東福寺第九十九世住持ニシテ天文五年六月寂シ

テ塔中寶勝院ニ葬リシ事ヲ聞キ得タリ其帰路寺町通四  
條北書林文求堂田中治兵衛ノ店頭ニテ此論語ヲ覽タリ  
同時ノ寫本ナリ奇遇ト云フベシ即時ニ購ヒ帰ル此書長  
州人故澄川拙三（裁判所判事京都住）ノ愛藏ナリシ由  
明治四十三年九月 大槻文彦記 文彦印

これによると、この書は、応仁の乱後、落魄した京紳が  
周防山口の大内氏を頼って落ちのびた際に携えて行ったも  
のであらうと、推理されている。その後、藩校明倫館の所  
蔵となったが、明治の初め山口県令中野悟一が明倫館の蔵  
書をすべて売り払ったため、長州の人で京都在住の裁判所  
判事、澄川拙三の愛蔵書となった。彼の死後、寺町通四條  
北にあった文求堂の店頭に並んでいたものを、明治三十年  
七月二十日、大槻氏が買い取ったものであることがわかる。

その後、「安田文庫」の印記からわかるように、安田善  
次郎の手を経て、斯道文庫の所蔵となったものである。

この書の翻刻を行うことは、独り『論語義疏』研究の一  
助となるばかりでなく、文明十九年当時の仏家の外典訓読  
の一樣態を知る上でも貴重な資料となることであらう。訓  
点の読みは、博士家の点から桂庵和尚家法倭点への移行期  
くらいの様相を呈している。

なお、各鈔本間の文字の異同については、拙稿「『論語

義疏』校定本及校勘記―皇侃自序」（実践女子大学文芸資  
料研究所『別冊年報』X 平成十八年三月）を参照された  
い。

また、現代語による訳注は別に発表するつもりである。

翻刻掲載にあたっては、慶応義塾大学附属研究所斯道文  
庫の承諾を得た。特に記して感謝の意を表す。

## 翻刻——『論語義疏』皇侃自序

凡例

一、本訓読文は慶応義塾大学附属研究所斯道文庫に蔵せられる文明十九年鈔本『論語義疏』（いわゆる「大槻本」）を、原文に附せられた訓点に従って読み下したものである。

一、原本は毎半葉九行、毎行二十字であるが、翻刻に際してはこれにこだわらなかった。

一、使用する漢字は、コンピュータ処理の上で可能な限り旧字体とした。

一、原文の異体字は、原則として正字に改めた。また、繰り返し符号で表記されているものは、相当する漢字に改めた。

一、原文にはカタカナで振仮名や送仮名が附せられているので、それらはみなカタカナを用いて表記した。その際、「メ」「リ」「寸」「云」「子」「せ」などは、それぞれ「シテ」「コト」「トキ」「イフ」「ネ」「セ」などに改めた。また、繰り返し符号で表記されているものは、相当するカタカナに改めた。

一、振仮名、送仮名には若干の例外を除き濁音符がないの

で、例外箇所を除き濁音符を付けることはしていない。

一、振仮名と送仮名は、なるべく原書に忠実に従うことに努めたが、両者の判別が困難な場合、原則として活用語は語幹を振仮名と見做し漢字の脇に、活用語尾を送仮名と見做し漢字の下に表記した。その他の語もなるべく読みやすい形で表記した。

一、カタカナの振仮名が読み的一部分だけしか示していない場合は、残りの読みをひらがなを用いて補った。

「自」<sup>ミヅから</sup>「者」<sup>モノ</sup>「所」<sup>ところ</sup>などである。

一、推定して補った読みは、すべてひらがなを用いて表記した。その際、原則として古典文法に則り、音便形を用いていない。

一、ひらがなはすべて振仮名扱いとし、原文にカタカナの読みが附せられていないことを強調した。原文の「不<sup>レ</sup>可」は、訓読文では「可<sup>へ</sup>不<sup>から</sup>」となることなどである。

一、漢字の左右両側に訓がある場合は、右傍訓を優先して表記し、左傍訓は括弧に入れて表記した。間々、漢字の右側に二通りの訓がある事があるが、その場合はより漢字に近い訓を優先して表記し、遠い訓は括弧に入れた。

一、漢字の右側に附せられた振仮名は右側に、左側に附せられた振仮名は左側に附した。推定して補った読みも、

右側にあるべきものは右側に、左側にあるべきものは左側に附した。

ている。これに従って全体を十四段に分けて表示した。

一、訓読文中では不読字（置き字）はすべて省略した。どの文字を省略したかは、訓読文の前に示した白文（読点付き）から判断願いたい。

一、訓読文中では再読文字はその文字を再度表出して、あたかもその文字が二度使用されているかのごとく表記してある。その際、一々再読であることを示してないので、どの文字を再読したかについても、訓読文の前に示した白文から判断願いたい。

一、地名・人名・官名・書名などを示す朱引は、すべて省略した。

一、原文では句点と読点の区別がなく、すべて行の中央に朱点が附せられているので、ここでは句点を用いず、すべて読点を用いた。また、明らかに附け落しと思われる個所には、白抜きの読点を補った。

一、原文には墨筆の縦線で、漢字の右脇に音読符、漢字間の中央に音合符、左側に訓合符が附されている。これらはすべて忠実に再現した。

一、原文に書き入れられている心覚えのためと思われる注記は省略した。

一、皇侃自序は朱筆の合点によって十四の段落に分けられ

論語義疏第一

梁國子助教吳郡皇侃撰

論語義疏第一

梁ノ國子助教吳郡ノ皇侃撰

〔第一段〕

論語通曰、論語者、是孔子没後、七十弟子之門徒、共所撰録也、

論語ノ通ニ曰ク、論語ハ、是レ孔子没シテ後、七十弟子ノ門徒ノ、共ニ撰録スル所ナリ、

〔第二段〕

夫聖人應世、事迹多端、隨感而起、故爲教不一、或負屨御衆、服龍袞於廟堂之上、或南面聚徒、衣縫掖於學校之中、

夫レ聖人ノ世ニ應シテ、事迹多端ナリ、感ニ隨テ起ル、故ニ教ヲ爲コト一二不<sup>あらず</sup>、或ハ屨ヲ負ヒ衆ヲ御シテ、龍袞ヲ廟堂ノ上ニ服シ、或ハ南面シテ徒ヲ聚テ、縫掖ヲ學校ノ中ニ衣ル、

〔第三段〕

但聖師孔子、俯應顏周、生魯長宋、遊歷諸國、以魯哀公十

一年冬、從衛反魯、刪詩定禮、於洙泗之間、門徒三千人、達者七十有二、

但聖師孔子、俯シテ顏周二應シテ、魯ニ生テ宋ニ長ス、諸國ニ遊歴シテ、魯ノ哀公十一年ノ冬ヲ以テ、衛從リ魯ニ反テ、詩ヲ刪リ禮ヲ定ム、洙泗ノ間ニ於テ、門徒三千人、達者七十有二、

〔第四段〕

但聖人、雖異人者神明、而同人者五情、五情既同、則朽没之期亦等、故歎發吾衰、悲因逝水、託夢兩楹、寄歌頽壞、至哀公十六年、哲人其萎、

但夕聖人ノ、人ニ異ナルコトハ神明ナリト雖トモ、人ニ同キ者ハ五情ナリ、五情既ニ同ケレハ、朽没ノ期モ亦タ等シ、故ニ歎ヲ吾レ衰ヘタルヲ發シ、悲テ逝水ニ因リ、夢ヲ兩楹ニ託シ、歌ヲ頽壞ニ寄ス、哀公十六年ニ至テ、哲人其レ萎ミヌ、

〔第五段〕

徂背之後、過隙回駐、門人、痛大山長毀、哀梁木永摧、隱几非昔、離索行淚、微言一絕、景行莫書、

徂<sup>レ</sup>背<sup>ル</sup>ノ後、過<sup>リ</sup>隙<sup>ト</sup>駐<sup>メ</sup>匣<sup>シ</sup>、門<sup>ノ</sup>人、大山ノ長ク<sup>ク</sup>毀<sup>ル</sup>ルコトヲ（長<sup>ク</sup>毀<sup>ラ</sup>）痛<sup>ミ</sup>、梁<sup>ノ</sup>木ノ永ク<sup>ク</sup>摧<sup>コト</sup>トヲ哀<sup>ム</sup>、几ニ隱<sup>コト</sup>昔<sup>ニ</sup>非<sup>ス</sup>、離<sup>レ</sup>索<sup>涙</sup>ヲ行<sup>ヌ</sup>、微<sup>言</sup>一<sup>タ</sup>ヒ絶<sup>テ</sup>、景<sup>ノ</sup>行<sup>ス</sup>スコト莫<sup>シ</sup>、

〔第六段〕

於是弟子、僉陳往訓、各記舊聞、撰爲此書、成而實錄、上以尊仰聖師、下則垂軌萬代、

是ニ於テ弟<sup>ノ</sup>子、僉<sup>ニ</sup>往<sup>レ</sup>訓<sup>ヲ</sup>陳<sup>ヘ</sup>テ、各<sup>各</sup>舊<sup>聞</sup>ヲ記<sup>ス</sup>、撰<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>書<sup>ヲ</sup>爲<sup>ス</sup>、成<sup>テ</sup>實<sup>録</sup>ス、上<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>聖<sup>師</sup>ヲ尊<sup>仰</sup>シ、下<sup>ハ</sup>則<sup>チ</sup>軌<sup>ヲ</sup>萬<sup>代</sup>ニ垂<sup>ル</sup>、

〔第七段〕

既方爲世典、不可無名、然名書之法、必據體以立稱、猶如以孝爲體者、則謂之孝經、以莊敬爲體者、則謂之爲禮記、然此書之體、適會多途、皆夫子平生、應機作教、事無常準、或與時君、抗厲、或共弟子抑揚、或自顯示物、或混迹齊凡、問同答異、言近意深、詩書錯綜、典誥相紛紜、義既不定一方、名故難求乎諸類、因題於論語兩字、以爲此書之名也、

既<sup>ニ</sup>方<sup>ニ</sup>世<sup>ノ</sup>典<sup>ト</sup>爲<sup>ル</sup>、名<sup>無</sup>クンハアル可<sup>不</sup>、然<sup>ル</sup>モ書<sup>ニ</sup>

名<sup>ク</sup>ルノ法、必<sup>ス</sup>體<sup>ニ</sup>據<sup>テ</sup>以<sup>テ</sup>稱<sup>ヲ</sup>立<sup>ツ</sup>、猶<sup>シ</sup>孝<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>體<sup>ト</sup>爲<sup>ル</sup>者<sup>ヲ</sup>ハ、之<sup>ヲ</sup>孝<sup>經</sup>ト謂<sup>ヒ</sup>、莊<sup>ノ</sup>敬<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>體<sup>ト</sup>爲<sup>ル</sup>者<sup>ヲ</sup>ハ、之<sup>ヲ</sup>謂<sup>テ</sup>禮<sup>記</sup>ト爲<sup>ル</sup>カ如<sup>シ</sup>、然<sup>ル</sup>ニ此<sup>ノ</sup>書<sup>ノ</sup>體、多<sup>ク</sup>途<sup>ニ</sup>適<sup>イ</sup>會<sup>ヘ</sup>リ、皆<sup>夫</sup>子平<sup>ノ</sup>生、機<sup>ニ</sup>應<sup>シテ</sup>教<sup>ヲ</sup>作<sup>セ</sup>リ、事<sup>常</sup>ノ準<sup>無</sup>シ、或<sup>ハ</sup>時<sup>ノ</sup>君<sup>与</sup>、抗<sup>厲</sup>シ、或<sup>ハ</sup>弟<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>共<sup>ニ</sup>抑<sup>揚</sup>ス、或<sup>ハ</sup>自<sup>顯</sup>シテ物<sup>ニ</sup>示<sup>ス</sup>、或<sup>ハ</sup>迹<sup>ヲ</sup>混<sup>シテ</sup>凡<sup>ニ</sup>齊<sup>シ</sup>、問<sup>同</sup>シテ答<sup>異</sup>ニ、言<sup>近</sup>シテ意<sup>深</sup>シ、詩書<sup>ヲ</sup>錯<sup>綜</sup>シテ、典誥<sup>相</sup>ヒ紛<sup>紜</sup>タリ、義<sup>既</sup>ニ一<sup>方</sup>ニ定<sup>ラ</sup>不<sup>ス</sup>、名<sup>故</sup>ニ諸<sup>類</sup>ニ求<sup>メ</sup>難<sup>シ</sup>、因<sup>テ</sup>論語<sup>ノ</sup>兩<sup>字</sup>ヲ題<sup>シテ</sup>、以<sup>テ</sup>此<sup>ノ</sup>書<sup>ノ</sup>名<sup>ト</sup>爲<sup>ス</sup>、

〔第八段〕

但先儒後學、解釋不同、凡通此論字、大判有三途、第一捨字制音、呼之爲倫、一捨音依字、而號曰論、一云、倫論二稱、義無異也、第一捨字、從音爲倫、說者乃衆、的可見者、不出四家、一云、倫者次也、言此書事義相生、首末相次也、二云、倫者理也、言此書之中、蘊含萬理也、三云、倫者論也、言此書、經綸今古也、四云、倫者輪也、言此書義旨、周備、圓轉、無窮、如車之輪也、第二、捨音依字爲論者、言此書、出自門徒、必先詳論、人人僉允、然後乃記、記必已論、故曰論也、第三云、倫論無異者、蓋是楚夏音殊、南北語異耳、南人呼倫事爲論事、北士呼論事爲倫事、音字雖

不同、而義趣猶一也、侃案三途之說、皆有道理、但南北語異、如何、似未詳師說不取、今亦捨之、而從音依字二途、并録、以會成一義、何者、今字作論者、明此書之出、不專一人、妙通深遠、非論不暢、而音作倫者、明此書義含妙理、經綸古今、自首臻末、輪環不窮、依字、則證事立文、取音則據理爲義、義文兩立、理事雙該、圓通之教、如或應爾、故蔡公爲此書、爲圓通之喻云、物有大而不普、小而兼通者、譬如巨鏡百尋、所照必偏、明珠一寸、鑿包六合、以蔡公斯喻、故言論語小而圓通、有如明珠、諸典大而、偏用譬若巨鏡、誠哉是言也、

但夕先儒後學ノ、解釋同ヲ不、凡テ（凡ソ）此ノ論ノ字ヲ通スルニ、大判三途有リ、第一二八字ヲ捨テ音ヲ制シテ、之ヲ呼テ倫ト爲、一二ハ音ヲ捨テ字ニ依テ、號シテ論ト曰フ、一二ハ云ク、倫論ノ二稱、義異ルナ無シト、第一二八字ヲ捨テ、音ニ從テ倫ト爲ルハ、說者乃チ衆シ、的ニ見ツ可キ者、四一家ニ出テ不、一二云ク、倫ハ次ナリ、言ハ此ノ書事義相ヒ生ツテ、首末相ヒ次ツ、二ニハ云ク、倫ハ理ナリ、言ハ此ノ書ノ中、萬理ヲ蘊ミ含ム、三ニハ云ク、倫ハ綸ナリ、言ハ此ノ書、今古ヲ經綸ス、四ニハ云ク、倫ハ輪ナリ、言ハ此ノ書ノ義旨、周備、圓轉シテ、窮ルコト無コト、車ノ輪ノ如シ、

第一二、音ヲ捨テ字ニ依テ論ト爲ルコト者、言ハ此ノ書ハ、出ルコト門徒自リス、必ス先ツ詳ニ論シテ、人々僉允フテ、然シテ後ニ乃シ記ス、記スレハ必ス已ニ論ス、故ニ論ト曰フ、第三ニ云ク、倫論異ナルコト無キコトハ、蓋シ是レ楚夏音殊ニシテ、南北語異ル耳、南人ハ倫ノ事ヲ呼テ論ノ事ト爲、北人ハ論ノ事ヲ呼テ倫ノ事ト爲、音ノ字同ヲ不ト雖、義趣一ノ猶シ、侃三途ノ說ヲ案スルニ、皆道理有リ、但シ南北語異ナルコト、如何、未タ師ノ說ヲ詳ニ未取ラ不ルニ似タリ、今ハ（今モ）亦タ之ヲ捨テ、而シテ音ニ從ヒ字ニ依ルノ二途、并セ録シテ、以テ一義ト會テ成ス、何者、今ノ（今）字ヲ論ニ作コトハ、此ノ書ノ出ルコト、一人ニ專ラセ不、妙通深遠ニシテ、論スルニ非レハ暢ヒ不ルコトヲ明シ、而シテ音ヲ倫ニ作コトハ、此ノ書ノ義妙理ヲ含テ、古今ヲ經綸シテ、首自り末ニ臻マテ、輪環シテ窮マラ不コトヲ明ス、字ニ依ル、則ハ事ヲ證シ文ヲ立ツ、音ヲ取ル則ハ理ニ據テ義ト爲（義ヲ爲ス）、義文兩立テ、理事雙ヘ該ヌ、圓通ノ教モ、或ハ爾ル應キカ如シ、故ニ蔡公此ノ書ノ爲ニ、圓通ノ喻ヲ爲シテ云ク、物大ニシテ（大而）普カラ不、小ニシテ（小而）兼ネ通スル者有リ、譬ヘハ巨鏡八百尋ナレトモ、照ス所必ス偏ナリ、明珠八一寸ナレトモ、六合ヲ鑿包セルカ如シ、蔡公カ斯ノ喻ヲ以テ、



故二言ク論語ハ小<sup>ナレトモ</sup>而<sup>ナレトモ</sup>圓<sup>ナレトモ</sup>通ナルコト、明<sup>コトク</sup>珠ノ如ナルコト  
有リ、諸<sup>ナレトモ</sup>典ハ大<sup>ナレトモ</sup>而<sup>ナレトモ</sup>、偏<sup>ヒトモ</sup>ニ用コト譬ハ巨<sup>ヒトモ</sup>鏡ノ若シ、誠  
ナル<sup>カナ</sup>哉是ノ<sup>コト</sup>言、

〔第九段〕

語者、論難答述之謂也、毛詩傳云、直言曰言、論難曰語、  
鄭注周禮云、發端曰言、答述爲語、今案此書、既是論難答  
述之事、宜以語爲其名、故名爲論語也、

語ハ、論<sup>ナレトモ</sup>難<sup>ナレトモ</sup>答<sup>ナレトモ</sup>述<sup>ナレトモ</sup>ノ謂ナリ、毛詩ノ傳ニ云ク、直<sup>ナレトモ</sup>言<sup>ナレトモ</sup>ヲ言  
ト曰ヒ、論<sup>ナレトモ</sup>難<sup>ナレトモ</sup>スルヲ語ト曰フ、鄭カ周禮ヲ注スルニ云ク、  
端<sup>ナレトモ</sup>ヲ發<sup>ナレトモ</sup>ヲ言ト曰ヒ、答<sup>ナレトモ</sup>述<sup>ナレトモ</sup>スルヲ語ト爲<sup>ナレトモ</sup>、今此ノ書ヲ案ス  
ルニ、既<sup>ナレトモ</sup>ニ是<sup>ナレトモ</sup>レ論<sup>ナレトモ</sup>難<sup>ナレトモ</sup>答<sup>ナレトモ</sup>述<sup>ナレトモ</sup>ノ事ナリ、宜<sup>ナレトモ</sup>ク語ヲ以テ其ノ  
名<sup>ナレトモ</sup>ヲ爲<sup>ナレトモ</sup>ス宜<sup>ナレトモ</sup>シ、故<sup>ナレトモ</sup>ニ名<sup>ナレトモ</sup>テ論語ト爲<sup>ナレトモ</sup>、

〔第十段〕

然此語孔子在時所說、而論是、孔子沒後方論、論在語後、  
應曰語論、而今不曰語論、而云論語者、其義有二、一則恐  
後有穿鑿之嫌、故以語在論下、急標論在上、示非率爾故也、  
二則欲現此語非徒然之說、萬代之繩準、所以先論、已以備  
有圓周之理、理在於事前、故以論居語先也、

然ルニ此ノ語ハ孔子在時ニ說ク所ナリ、而ルニ論ハ是レ、  
孔子沒シテ<sup>のチマサ</sup>後方ニ論ス、論ハ語ノ<sup>のチマサ</sup>後ニ在リ、語論ト曰フ  
應<sup>ヘ</sup>キヲ、而ルヲ<sup>イマ</sup>今語<sup>イマ</sup>論ト曰ハ不<sup>ス</sup>シテ、論語ト云フコトハ、  
其ノ<sup>ウタカイ</sup>義<sup>ウタカイ</sup>ニ有リ、一ニハ則チ恐クハ後ニ穿<sup>ウタカイ</sup>鑿<sup>ウタカイ</sup>ノ嫌<sup>ウタカイ</sup>（嫌）  
有ランコトヲ、故ニ語ヲ以テ論ノ下ニ在イテ、急ニ論ヲ  
標<sup>アラハ</sup>ス上ニ在イテ、率<sup>アラハ</sup>爾ニ非ルコトヲ示ス故ナリ、二ニハ  
則チ此ノ語徒<sup>アラハ</sup>然ノ說ニ非ス、萬<sup>アラハ</sup>代ノ繩<sup>アラハ</sup>準ナルコトヲ現  
サンコトヲ欲ス、所<sup>コノユヘ</sup>以ニ論ヲ先ス、已<sup>コノユヘ</sup>ニ以テ備<sup>つみ</sup>ニ圓<sup>つみ</sup>周<sup>つみ</sup>  
ノ理有リ、理ハ事ノ前ニ在リ、故ニ論ヲ以テ語ノ先ニ居<sup>ツ</sup>ク、

〔第十一段〕

又此書亦遭焚燼、至漢時、合壁所得、及口以傳授、遂有三  
本、一曰古論、二曰齊論、三曰魯論、既有三本、而篇章亦  
異、古論分堯曰下章子張問、更爲一篇、合二十一篇、篇次  
以鄉黨爲第二篇、雍也爲第三、篇內倒錯、不可具說、齊論  
題目、與魯論大體不殊、而長有問王智道二篇、合二十二篇、  
篇內亦微有異、魯論有二十篇、即今日所講者是也、尋當昔  
撰錄之時、豈有三本之別、將是編簡缺落、口傳不同耳、故  
劉向別錄云、魯人所學、謂之魯論、齊人所學、謂之齊論、  
合壁所得、謂之古論、而古論爲孔安國所注、無其傳學者、  
齊論爲瑯琊王卿等所學、魯論爲太子太傅夏侯勝、及前將軍  
蕭望之、少傅夏侯建等所學、以此教授於侯王也、晚有安昌

侯張禹、就建學魯論、兼講齊說、擇善而從之、號曰張侯論、爲世所貴、

爲二貴ヒラ所、

〔第十二段〕

至漢順帝時、有南郡太守扶風馬融字季長、建安中太司農北海鄭玄字康成、又就魯論篇章、考齊驗古、爲之注解、漢鴻臚卿吳郡荀咸字子良、又有周氏不悉其名、至魏司空潁川陳郡字長文成、大常東海王肅字子雍、博士燉煌周生烈、皆爲義說、魏末吏部尚書南郡何晏字平叔、因魯論集季長等七家、又採古論孔注、又自下己意、即世所貴者、今日所講即是、魯論爲張侯所學、何晏所集者也、

又此ノ書モ亦タ焚燼ニ遭ヘリ、漢ノ時ニ至テ、合璧ニ得ル所、及ヒ口ツカラ以テ傳ヘ授タリ、遂ニ三本有リ、一ニ曰ク古論、二ニ曰ク齊論、三ニ曰ク魯論、既ニ三本有リ、而シテ篇章モ亦タ異ナリ、古論ハ堯ノ曰下ノ章子張問トイフヲ分テ、更ニ一篇ト爲テ、合テ二十一一篇、篇ノ次郷黨ヲ以テ第二篇ト爲、雍也ヲ第三ト爲、篇ノ内ノ倒錯ハ、具ニ説ク可ラ不、齊論ノ題目、魯論与大體殊ラ不、長ニ問王智道ノ二篇有リ、合テ二十一一篇、篇ノ内亦タ微シ異コト有リ、魯論ハ二十篇有リ、即チ今日ノ講スル所ノ者是ナリ、當昔撰ニ録ノ時ヲ尋ルニ、豈ニ三本ノ別有ンヤ、將ニ是レ編簡缺落シテ、口傳同カラ不耳、故ニ劉向カ別録ニ云ク、魯ノ人ノ學フ所、之ヲ魯論ト謂ヒ、齊人ノ學フ所、之ヲ齊論ト謂ヒ、合璧ニ得ル所、之ヲ古論ト謂フ、古論ハ孔安國カ注スル所ト爲、其ノ傳學ノ者無シ、齊論ハ瑯琊ノ王卿等カ學フ所ト爲、魯論ハ太子ノ太傅夏侯勝、及ヒ前將軍蕭望之、少傅夏侯建等カ學フ所ト爲、此ヲ以テ侯王ニ教ヘ授タリ、晚ニ安昌侯張禹トイフモノ有リ、建ニ就テ魯論ヲ學テ、兼テ齊說ヲ講ク、善キヲ擇テ之ニ從フ、號ケテ張侯論ト曰フ、世ノ

漢ノ順帝ノ時ニ至テ、南郡ノ太守扶風ノ馬融字ハ季長トイフモノ、建安中ニ太司農北海ノ鄭玄字ハ康成トイフモノ有リ、又魯論ノ篇章ニ就テ、齊ニ考ヘ古ニ驗ヘテ、之カ注一解爲ル、漢ノ鴻臚卿吳郡ノ荀咸字ハ子良、又夕周氏有リ其ノ名ヲ悉ニセ不、魏ノ司空潁川ノ陳郡字ハ長文成、大常東海ノ王肅字ハ子雍、博士燉煌ノ周生烈ニ至テ、皆義說ヲ爲レリ、魏ノ末ニ吏部尚書南郡ノ何晏字ハ平叔、魯論ニ因テ季長等カ七家ヲ集テ、又夕古論孔カ注ヲ採テ、又夕自己カ意ヲ下ス、即チ世ニ貴フ所ノ者、今日ノ講スル所即チ是ナリ、魯論ハ張侯カ學フ所、何晏カ集ムル所ノ者ト爲、

〔第十二段〕

晉太保河東衛瓘字伯玉

晉中書令蘭陵繆播字宣則

晉廣陵太守高平欒肇字永初

晉黃門郎潁川郭象字子玄

晉司徒濟陽蔡謨字道明

晉江夏太守陳國袁宏字叔度

晉著作郎濟陽江淳字思俊

晉撫軍長史蔡奚字子叔

晉中書郎江夏李充字弘度

晉廷尉太原孫綽字興公

晉散騎常侍陳留周瓌字道夷

晉中書郎潁陽范寧字武子

晉中書令瑯琊王珉字季琰

右十三家爲江熙字太和所集、侃今之講、先通何集、若江集中諸人有可採者、亦附而申之、其又別有通儒解釋於何集無妨者、亦引取爲說、以示廣聞也、

晉ノ太保河東ノ衛瓘<sup>クワン</sup>字ハ伯玉

晉ノ中書令蘭陵ノ繆播<sup>ビョウハ</sup>字ハ宣則

晉ノ廣陵ノ太守高平ノ欒肇<sup>ランゼツ</sup>字ハ永初

晉ノ黃門郎潁川ノ郭象字ハ子玄

晉ノ司徒濟陽ノ蔡謨<sup>ホ</sup>字ハ道明

晉ノ江夏ノ太守陳國ノ袁宏字ハ叔度<sup>ト</sup>

晉ノ著作郎濟陽ノ江淳字ハ思俊<sup>シユン</sup>

晉ノ撫軍長史ノ蔡奚<sup>ケイ</sup>字ハ子叔

晉ノ中書郎江夏ノ李充字ハ弘度<sup>ト</sup>

晉ノ廷尉太原ノ孫綽字ハ興公

晉ノ散騎常侍陳留ノ周瓌字ハ道夷

晉ノ中書郎潁陽ノ范寧<sup>ネイ</sup>字ハ武子

晉ノ中書令瑯琊ノ王珉<sup>ミン</sup>字ハ季琰<sup>セン</sup>

右十三家ハ江熙字ハ太和<sup>クワ</sup>カ集ムル所ト爲<sup>ス</sup>、侃カ今ノ講ハ、先ツ何カ集ニ通ス、江カ集ノ中ノ若キンハ諸ノ人ニ採ル可キ者有レハ、亦タ附ツケテ之ヲ申フ、其レ又タ別ニ通儒ノ解釋ノ何カ集ニ於テ妨<sup>サマタ</sup>ケ無キ者有ルヲハ、亦タ引キ取テ説ヲ爲シテ、以テ廣聞ヲ示ス、

〔第十四段〕

然論語之書、包於五代二帝三王、自堯至周凡一百四十人、而孔子弟子、不在其數、孔子弟子有二十七人、見於論語也、而古史考則云、三十人、謂林放澹臺滅明陽虎亦是弟子數也、

然シテ論語ノ書ハ、五代二帝三王ヲ包<sup>カ</sup>ネタリ、堯自<sup>ヨ</sup>リ周二至ルマテ凡<sup>ス</sup>テ一百四十人、而シテ孔子ノ弟子ハ、其

ノ「數ニ在ラ不<sup>ス</sup>、孔子ノ弟子二十七一人有リ、論語ニ見ヘタリ、而ルニ古史考ニハ則チ云ク、三十一人ト、謂ル林放澹臺滅明陽虎モ亦タ是レ弟子ノ數ナリ、

(本稿は平成二十年度科学研究費補助金基礎研究(C)「『論語義疏』古抄本の研究」による研究成果の一部である)

(かげやま てるくに・実践女子大学教授)